

平成28年12月13日

清水町議会議長 加 来 良 明 様

議会活性化特別委員会

委員長 原 紀 夫

## 委員会調査の中間報告について

平成28年第2回清水町議会定例会において、議会活性化等について調査する目的で本委員会が設置され、これまで目的を達成するために調査を重ねてきており、その調査内容について、会議規則第46条第2項の規定により中間報告します。

### 記

1. 調査事項 議会の活性化等について
2. 調査の経過 別紙「議会活性化特別委員会活動経過」のとおり
3. 調査の結果

平成28年3月3日の全員協議会において議員定数、議員報酬、委員会の所管、委員任期の検討が必要との提起があり、その後、議会運営委員会及び全員協議会で調査・検討を行う議会組織について協議を行った結果、6人の議員で組織する特別委員会を設置して現在の議員任期の満了（平成31年1月26日）までに調査・検討を行うことになり、6月21日の第2回定例会で議決し、本委員会の設置に至った。

これまで7回の特別委員会を開催しているが、6人の議員による委員会のため、本委員会で一定の結論が出たものは全員協議会において全議員に確認して進めることとし、最初に本委員会として調査・検討する項目を明確にし、次に平成29年1月26日で常任委員会等の委員任期が満了になるため、委員会の所管のうち、常任委員会の所管に限定して調査・検討を行った。

### 【議会活性化特別委員会の調査・検討項目】

3月の全員協議会で提起された4項目に限定せず、議会運営等における課題について幅広く調査・検討を行うことになり、本委員会で提起された10項目を加えて進めることとした。

#### (1) 3月の全員協議会で提起された項目

①議員定数、②議員報酬、③委員会の所管、④委員任期

#### (2) 本委員会で提起した項目

①一般質問の答弁書の必要性、②分かりやすい議会広報の作成（議会ルールの説明を含む）、③請願者・陳情者による趣旨説明機会の設定、④町民の声を聴取する場の設定（模擬議会、団体との懇談会を含む）、⑤政務調査費の導入、⑥議会サポーター制度・モニター制度の導入、⑦議員の資質向上、⑧一般質問での質問内容是正に向けた議長等の裁量権の拡大（重複質問の取扱いを含む）、⑨各種会議の持ち方の見直し（全員協議会での積極的な意見交換を含む）、⑩初回質疑（質問）からの一問一答の導入

### 【常任委員会の所管】

現在は総務文教・産業厚生 の2常任委員会になっているが、「幼保小の連携」や「ふるさと納税の取り組み」などの所管事務調査では、関係する課が両常任委員会にまたがり、幅広く調査を行うことができないとの指摘があり、近年は総務部局と産業部局が連携して進めている事業が多く、子育てに関することは厚生部局と

文教部局の連携が不可欠であるため、総務産業・厚生文教の2常任委員会に変更することになり、議会委員会条例の一部改正を平成28年第7回定例会に提案することになった。

#### 4. 今後について

調査・検討項目として14項目が挙げられており、調査・検討を進める順序としては、本委員会で提起した10項目は議会運営関係、広報広聴関係、その他の順にグループ分けして調査・検討を行うこととし、更に3月の全員協議会で提起された4項目も、適宜、調査・検討を始めることになっている。

## 議会活性化特別委員会活動経過

【平成28年】

区分	期日	調査・検討内容
第1回委員会	6月21日	◇委員長の選出について 原委員を選出 ◇副委員長の選出について 桜井委員を選出
第2回委員会	7月8日	◇議会運営等の課題について 3月の全員協議会で挙げられた議員定数、議員報酬、委員会の所管、委員任期以外の調査・検討も行うこととし、特別委員会で24項目を提起する
第3回委員会	7月26日	◇議会運営等の課題について 特別委員会で提起された24項目を整理し、10項目を決定する 10項目…①一般質問の答弁書の必要性、②分かりやすい議会広報の作成（議会ルールの説明を含む）、③請願者・陳情者による趣旨説明機会の設定、④町民の声を聴取する場の設定（模擬議会、団体との懇談会を含む）、⑤政務調査費の導入、⑥議会サポーター制度・モニター制度の導入、⑦議員の資質向上、⑧一般質問での質問内容是正に向けた議長等の裁量権の拡大（重複質問の取扱いを含む）、⑨各種会議の持ち方の見直し（全員協議会での積極的な意見交換を含む）、⑩初回質疑（質問）からの一問一答の導入
全員協議会	9月16日	◆議会運営等の課題の聴取について 特別委員会委員以外からの課題の提起はなく、3月の全員協議会で挙げられた4項目と特別委員会で提起された10項目を調査・検討項目とする
第4回委員会	10月3日	◇調査・検討項目の決定と今後の進め方について 1月に委員会構成変更があることから委員会の所管を調査・検討する
第5回委員会	10月31日	◇委員会の所管について 常任委員会の所管を協議
第6回委員会	11月10日	◇委員会の所管等について 現行の「総務文教常任委員会・産業厚生常任委員会」を「総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会」に変更する 特別委員会で提起した10項目を議会運営関係（①③⑧⑨⑩）、広報広聴関係（②④⑥）、その他（⑤⑦）の順に調査・検討する
全員協議会	11月30日	◆委員会の所管について（常任委員会の変更） 2常任委員会を特別委員会の案のとおり「総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会」に変更することを確認する

<p>第7回 委員会</p>	<p>12月2日</p>	<p>◇議会委員会条例の一部改正について  <b>一部改正条例を12月定例会に提案する</b></p> <p>◇一般質問の答弁書の必要性、請願者・陳情者による趣旨説明機会の設定、一般質問での質問内容是正に向けた議長等の裁量権の拡大（重複質問の取扱いを含む）、各種会議の持ち方の見直し（全員協議会での積極的な意見交換を含む）、初回質疑（質問）からの一問一答の導入）について  <b>記載順のとおり調査・検討を行うこととし、一般質問の答弁書の必要性を協議</b></p> <p>◇中間報告について  <b>特別委員会の調査状況を12月定例会で中間報告する</b></p>
--------------------	--------------	---